

タイ家族の構造再考

竹 内 隆 夫

目次

1. はじめに
2. タイの家族構成
3. タイの婚姻と居住制
4. タイの相続と扶養
5. 合同家族をめぐる
6. おわりに

1. はじめに

私は以前「タイ家族の構造」という論考で、タイの家族構造のパラダイム（範型）を合同家族（joint family）に求めたことがある。そこでは、それまでのタイの家族研究の諸業績からタイ家族の構造を明らかにするため、分析の枠組みを（1）家族の現実形態を示す要因、（2）家族の成立にかかわる要因、（3）家族の連続にかかわる要因の三つに分け、具体的な要素として（1）には家族構成、（2）には婚制（婚姻）・居住制、（3）には相続、扶養の要素をあてて検討をおこなった。さらにこれらの要素は、むら（ムーバーン）という地域社会で具体的な家族像として発現されるため、両者の関わりを検討すると、屋敷地を媒介として、その内部の家族・親族と外部のむらとが結節されていたのである。そのため、水野浩一は、彼のいう屋敷地共住集団¹⁾とむらとの関わりを「タイ村落社会の原型の一つを代表」（水野浩一 1971:230）するとされる。これらは、むらの形成と形成主体の関係を明らかにし、むら形成期の家族構造が、以後の家族の具体像をみる際の、祖型＝範型となったとみて、その祖型には上述の諸要素・諸要因の考察から、合同家族があてはまるとしたものである²⁾。

この論考後、約30年が経過し、その間に私自身いくつものタイの地方での村落調査を経験してきた。また、タイで最初に村落調査をおこなった東北タイのむら（ローイエット県チャトゥ

ラバックピマーン郡 N むら) を 2007 年以降毎年 1~2 回季節を変えて訪問し、集中的に観察してきた。そこではむらの生産や生活に多面的な関心を設定したが、とりわけ、上述のようにタイの家族を合同家族と措定したとしても、その下位単位として出現しうる直系家族であっても、タイの直系家族は系譜や系統性の観念が明白ではないといわれることに疑問を抱き、このむらでの 30 年余りの観察期間で、16 年前後の間隔をおいて計 3 回にわたって全村の家族系譜を作成した。そして、世代間の継承の過程を検討した結果、これまでの直系家族に対する見解にいささか疑問を持つようになった。私自身直系家族の存在は認識しつつも、それを構成する親子間の続柄には、従来の研究の成果を所与のものとして、あまり注意を払っていなかったことも事実である。そこで新たに得た知見とその解釈をもとに、改めてタイ家族の構造を再考したい。

2. タイの家族構成

ある社会の家族の在り方をみる場合、もっともわかりやすいのが家族構成に焦点を当てることであろう。ここには、家族の質的側面（親族構成）と量的側面（家族員数）が含まれ、家族員の続柄の組み合わせから核家族（夫婦家族）、直系家族、複合家族といった家族形態が導き出されてくる。ただし、このことだけでその社会の家族の構造が具現化されているとみるのは早計であり、家族関係の中身の検討も重要な要素となる。

表 1 家族構成の変化

年次	1980年	1990年	2000年
核家族	73.7%	72.0%	67.0%
直系家族	24.9	26.2	26.6
その他の家族	1.4	1.8	6.4

出典 : National Statistical Office, n.d., 1980 Population & Housing Census Whole Kingdom
 National Statistical Office, 1994, 1990 Population & Housing Census Whole Kingdom
 National Statistical Office, 2002, 2000 Population & Housing Census Whole Kingdom

そこで、まずタイの家族構成の変化をみたものが、表 1 である。これは、10 年ごとに実施されるセンサス (Population and Housing Census, 国勢調査) からその変化を追ったものであるが、2000 年までで止まっている。そのわけは、2010 年のセンサスでは調査の集計が簡略化されたため、家族構成の項が集計されなくなり、これまでの結果と比較検討ができなくなったからである。そのため、1980 年から 2000 年までしか比べられないが、いくつかの興味深い変化が読み取れる。この期間は、タイにおいて工業化が著しく進展し、そのため急激な社会変動が生じた時期でもある。

センサスからみるタイの家族構成の変化に関しては、先進諸国の変化とはいささか異なった

変化を示している。まず、もっとも単純な構成である核家族が、年次毎に比率を減らし、2000年では全体の3分の2になり、それとは逆により複雑な構成を示す、直系家族やその他の家族が増加しているのである。とくに直系家族は、毎回全体の4分の1程度をしめて安定的な比率を維持しており、それよりも複雑な親族構成を示すその他の家族が、比率としては低いながらも2000年にかけて急増している。工業化の進展と相まってむしろ複雑な構成を示す家族形態が増加するという事態が生じているのである。

工業化の進展は、地域社会の在り方にも変化を生じさせ、都市地域の拡大が急速に進むことは、先進国ではいわば教科書的な変化としてみられたことである。そこで、タイでの変化をみたものが、表2である。これは、都市地域と非都市地域とを人口比率の変化で比較して、都市居住者比率の増加から、タイでは1990年以降、都市地域の漸次的な拡大が推定される資料である。

表2 地域別人口比率

年次	都市部	非都市部	世帯人員
1980年	17.0%	83.0%	5.3人
1990年	29.4	71.6	4.4
2000年	31.1	68.9	3.8
2010年	44.2	55.8	3.1

出典：National Statistical Office, n.d., 1980 Population & Housing Census Whole Kingdom
National Statistical Office, 1994, 1990 Population & Housing Census Whole Kingdom
National Statistical Office, 2002, 2000 Population & Housing Census Whole Kingdom
National Statistical Office, 2012 ①, The 2010 Population and Housing Census Whole Kingdom

2000年までは全人口の3割程度であった都市地域の人口比率は、2010年に急増して4割台半ばに達している。これは、工業化の進展による都市地域の拡大の結果なのかもしれないが、都市部への求職や修学などでの人口移動が地方間で歪なため、中部（とくにここに含まれる東部）やバンコクは人口の増加が著しいが、北部や東北部は減少が著しい³⁾。さらに、センサスで平均世帯人員を比べると、都市部の人口比が2割に満たない1980年から3割弱になった1990年⁴⁾の減少が0.9人と最大で、3割程度の都市部の人口比のときでも、1990年から2000年にかけて、0.6人減少している。都市地域の人口比が急増した2000年から2010年にかけては0.7人と前期間の0.1人増しの減少でしかない。また、センサスはある時点の常住人口をもとに集計されるが、タイには登録人口の統計もある。国家統計局の2013年版の『タイ国統計年鑑』により、2012年の都市地域と非都市地域の登録人口比率を求めると、33.9%：66.1%となり、2年前の2010年のセンサスの比率と比べ都市地域の人口比率が、2012年の方がかなり下回っている（National Statistical Office 2013:16）。数値だけでみれば、現在でも登録人口の地域別比率は、2000年の国勢調査時の比率に近いままである。これらのことからみて、2010

年のセンサス時の直系家族の比率も、2000年の比率とさほど変化していないのではと推定できるように思う。ある家族形態が制度化されていても、家族周期からみて、常に核家族の比率は高くなる。しかし、長期間直系家族の比率が安定しているということは、直系家族の制度化という側面の検討が必要になる。

そこで注目されるのが、Murdockの見解である。彼は核家族 (nuclear family) の名称の創始者としてつとに有名であるが、世界の民族誌 565 事例の家族構成を分析して、1 国レベルで直系家族制をとると分類しているのは、日本、韓国・朝鮮 (Koreans) とタイのみである (Murdock, G.P. 1957:679,680, 上子武次 1981:13-14)。しかし、前 2 者の直系家族の比率は、センサス毎に減少しており、たとえば 2000 年で比べても、日本は 13.3%、韓国は 8.0% と、タイの数値の半分程度かそれ以下でしかない。また、直系家族は現世代 (親) と次世代 (子) との間に 1 人の後継者を残して、それ以外の子とは世代の交代時に差別化された待遇を受けるが、後継者は日本や韓国では男子が、タイでは女子が優先という相違がある。また、後継者の性による区別は、韓国では男子という限定がとくに強固であるが、日本やタイでは例外がみられることもよくある (性による限定性の相対的弱さ)。日本では男子のいないときに女子が、タイでは女子のいないときに男子が後継者になりうる。性以外に相続についても、優遇される継嗣の相続の内容も一様ではない。この 3 カ国で、もっとも相続分が優遇されたのは日本で、明治民法における家制度下の継嗣は、家督相続という形で、長男が家産や家業等を単独で相続して他の兄弟とは明瞭な不均等相続をおこなっていた。韓国は、長男が後継者ということが厳密に定められていたが、父系制の親族体系をもつ国のため、2 男以下も相続から除外されることはなく、慣習法時代も長男には一定額の相続分の加算があったようだが、1960 年に施行された民法では、5 割加算となった。祭祀相続が長男という慣行とセットになるためだが、1990 年の改正で、この加算は廃止されて子どもの相続分は男女間で平等に改められた。しかし、祖先祭祀の主宰権は長男という慣行は、依然として残されている (嶋陸奥彦 1998, 金疇洙 1998)。

制度的にだれが後継者かということを法的に規定して、直系家族制を長期間維持してきた前 2 者に対して、現在でも高い比率の直系家族の存在をしめすタイでは、制度的に直系家族を維持する規定はみあたらない。そのため、系譜や系統性の観念が明白でないという解釈ができていても不思議ではないが、これだけの高い比率を持続し続けているのには、家族構造全体の諸要素との関連をもっと追究する必要がある。このことは、後段の要素の分析の中で明らかにしていきたい。

タイのセンサスという具体的な資料から、直系家族の安定した数値についてみてきたが、タイの家族構造を、直系家族ではなくアノミー家族と規定するのが、エマニュエル・トッドである。日本や韓国・朝鮮の家族は、権威主義家族に分類されるが、具体的な家族形態は、直系家族をさしている (トッド 2008)。

アノミーという名称からも、そこには規範がない無規制な状態にあるとみられるが、**構造の不在**そのものが一つの特異なタイプの構造となったといい、一定した規則に拘束されない核家族型というこの不規則な核家族モデルを、エミール・デュルケムへの賛辞をこめてそのように名付けている（トッド 2008:66,259, 傍点は著者）。

彼のいうアノミー家族は、以下のような特徴をもっている（トッド 2008:256）。

兄弟間の平等は不確定—相続上の平等規則は理論的なもので、実際は柔軟。

結婚している息子たちと両親の同居は理論上拒否されているが、実際上は受け入れられている。

血縁結婚は可能であり、しばしば頻繁に行なわれる。

これに対して権威主義家族の特徴は、以下のようなものである（トッド 2008:108）。

相続上の規則によって兄弟間の不平等が定義されている—財産の全てを子供たちのうちの一人に相続。

結婚し相続する子供と両親の同居。

ふたりの兄弟の子供同士の結婚は僅少、もしくは無。

アノミー家族のところで、不規則な核家族モデルという表現をトッドは使っているが、**核家族の理想**が支配しているともいう（傍点は著者）。世帯は両親と独身の子供たちだけで構成されているわけではなく、複数のカップルが同居しているケースや、両親と既婚の子供たちとの同居もしばしば行なわれ、したがって、家族形態は、核家族や大家族であったりと様々になる。後者の場合には通常女性を通して関係が成立するという。しかし、このような形態は、統計的に支配的であっても、理想と考えられてはいないと断言する。相続も、平等原理と家族の実際の状況との妥協であり、多くの場合、家は年取った両親の世話をする一番若い娘のものとなる。これは、子供たちが成人になっても家族のメンバーを分離するための踏ん切りがつかない核家族システムのおぼつかない所作という（トッド 2008:65,260）。

まさに、たとえ直系家族の形態をとっていても、それは一時的なもので、先述の系譜や系統性が明確ではないというタイの直系家族の特徴をしめしているが、なぜ家は多くは一番若い娘のものになるのかは、両親の世話という理由以外は説明されていない。しかし、トッドはサガールとの共同論考のなかで、両親との一時的同居は「核家族」的東南アジア全域に特徴的にみられるといい、若い夫婦は次の子供が結婚して親と一時的同居過程に入ると、家を出るため、末子および最後に結婚する子供に年老いた両親の扶養責任が負わされるので、最後には直系家族を想わせる。しかし、この型はそれでも核家族型であることに変わりはないとのべる。その理由は、全般的理想が若い夫婦の自律性と、末子は厳密には両親の権威下にならぬからである。しかし、この核家族サイクルは、末子相続制直系家族にきわめて近いものとのべる（サガール／トッド 2001:183-184）。

このような直系家族は、特定の性や地位の子どもに限定して親と子の世代が同居することによって成立するという規範性が強いとはいえない。親子の便宜的な同居によって成立する直系家族の存在は、北原淳がバンコクの西に位置するナコンパトム県のむらでの四半世紀にわたる観察結果にもみうけられる。

1972年から1996年にかけてのこのむらの家族構成の変化の方向は、先にみたセンサスでの家族構成の変化のそれときわめて似通っている。この間の都市化の進展にもかかわらず、核家族が減少し、直系家族、複合家族が増加しているのである。さらにセンサスでは関連性が明らかでなかった、世帯主の高齢化がかなり進んでいる（北原淳 1996:83）。タイが高齢化社会に入ったのは、2004年からだが、バンコクから西に50-60キロ離れたこのむらでは、世帯員の年齢構成から計算すると、1996年の65歳以上人口の比率は、14.8%と（北原淳 前掲論文:81）、すでに高齢社会に達していた。上記の家族構成におけるセンサスでの変化とこのむらでの変化が軌を一にしているとすれば、非都市的地域の人口比率の緩慢な減少と高齢化の急速な進展が、より複雑な家族構成の比率の上昇と結びつくともみられる。

ところで、増加した直系家族の親子間の続柄をみると、核家族から直系家族への家族サイクルでの移行はあっても、特定の地位の子どもとの同居という規則性（性も含めて）は明確にはならない。直系家族に分類されている事例から、同居している子の続柄は、第3子家族（子は4人）、末息子家族、第3子家族（子は5人）、末子（長女）家族、第2子家族（長男、子は6人）、末息子家族（4男、子は6人）、第2子家族（2女、離婚）、第3子家族（3男、子は4人）、末娘家族（娘が5人）と男女を問わずに子どものうちの誰かが親と同居しているという形である（北原淳 前掲論文:85-87）。

したがって、このむらでの家族構成の上記のような変化は、サガール／トッドが指摘する末子および最後に結婚する子供が、両親の扶養責任を負うという規範も明確ではなく、子どものうちの誰かの便宜的な同居による家族構成の変化になっている。

家族構成でみる限りでは、タイにおける直系家族の比率がセンサス毎に安定的に推移していることの明確な理由は、高齢化の進展と親の扶養にともなう子ども家族との同居に関わりがあるようだという類推以外には、明らかにできなかった。そのため、他の要因との関わりから、直系家族が成立する理由を探る必要がある。

3. タイの婚姻と居住制

ここでは、家族の成立に関わる要因に分類した、婚姻（婚制）と居住制という要素について、それらが直系家族を成立させる動因になるかどうかを検討したい。

ところで、トッドは「アノミー家族に特徴的な婚姻システムの分析は、選好婚を実践する人
298 (1090)

類学的な家族類型の婚姻システムを分析するよりも困難」であり、「一定した規則に拘束されない柔軟な核家族であるアノミー・モデルは、固定した婚姻規則を生み出さない」といい、タイはほとんど外婚制といえると指摘する（トッド 2008:258）。

タイには婚姻の際に一定の規則はないのだろうか。

以前の論考でも考察したが、たしかに婚姻のあり方は、恋愛結婚のように配偶者の選択には当人の自由が認められるが、決定には両親の賛成が重要になる。その理由は、決定には婚資の支払いが不可欠になるからである。結納（シン・ソート）を男方から女方に支払うことで正式な結婚と認定される。これは双方の母親が額を決めるが、東北部では、女の母親が男の母親に額を提示するのが通例である。したがって、別のいい方として母乳代（カー・ナム・ノム）という表現もある。

ただ、男方から女方に婚資を支払うということは、女性が男性側に婚入することの代償（花嫁代償）かということ、東北部や北部では、男性が女性側に婚入するのが一般的（妻方居住）なので、本来なら花婿代償として、女性側が男性側に支払うという一般的なやり方になるはずである。しかし、女性が男性側に婚入する場合も含めて、婚資の支払いは上記のやり方である。

したがって、娘が何人かいる場合、どの娘の額をいくりにするかという結納額の決定には、女性側の母親のもつ娘の地位観が反映されてくることになり、額（金額の分と金の重さの2つが含まれる）をみればどの娘の地位が最も高いとみなされているかがしめされることになる。結論を先にいうと、末娘の額が最も高くなっている。東北部は、原則的に女性が婚出せずに、実家に残るという結婚の仕方が通例なので、仮に娘が3人いて年齢順に結婚し、全員が結婚後実家に残ったとしても、先の2人は短期間の同居のち屋敷地内に別居して、最終的には末娘が両親と同居し続けるという居住の仕方をとる。そのため、後述のように数少ない例外はあるが、続柄が上の娘ほど親と一緒に最後まで居住し続けるという可能性は少ない。このようなやり方が世代を超えて維持されていけば、規範として末娘の地位・役割が固定化されてくることにもなる。

そこで、まず具体的な結納の受領額をみたものが、表3である。姉妹間には年齢差もあるので、同時期に結婚したわけではないが、1人っ子や下に行くほど金額が高くなっている。金の量は1~2パーツ（1パーツ=15グラム）で、それ以上はみられない。ただし、金の量については、聞き落としもあるので、金額の差で判断している。また、#21/1の2女や#121の長女、#122の長女は再婚や再々婚をしているが、どの場合でも必ず結納金は支払われており、母親に聞くと必ず正確な金額が返ってくる。何人かの母親から、結納金額の標準額を聞くと、現在のこのむらでは、7、8~10万パーツ程度、金1パーツのようだ。また、最近と同棲してからという場合もあり、結納を支払っていないケースもみられるようだが、この場合はまともな結婚とはみなされていない。逆に、タイでは法定の結婚年齢は、男女ともに17歳からだが、女性

が14歳や15歳で結婚したという事例が最近でもみられる。女子にとっては、義務教育を終えるか終えないかという年齢での結婚である。この場合も、男側から結納が支払われていれば、法定年齢は満たしていなくても、むら人からは正式な結婚とみなされている。

表3 結納受取額

番地	長女	2女	3女
5/4	① 15万,2		
7	5万	末・7万	
15		末・10万	
21/1	1.8万,1	末・4万,2/3万,1	
29/1		末・3万	
33	2.5万,1		
40		末・6万,1	
86	1.5万,0.5	4万,2	10万,1
95	5万,1		
111	① 10万,2		
121	① 6万 (再婚)		
122	① 1.1万 /3万 /8.999万		
137	① 4万		

注・①は1人娘，末は末娘。最初の数字は金額，次は金の量。
いずれも単位はパーツ。斜線は初婚/再婚/再々婚の順。

ある母親は、末娘が他の娘より一番結納額が高いという。その理由は、末娘が一番かわいいこと、両親の面倒をみること、相続分が一番多いので、結納額が高くてよいようだ。同棲が先だと、結納の額が低くなるそう。おそらく、この意見はこのむらでは標準的なものとみられる。40歳の若い母親も、末娘の結納額は、他の姉妹より5割増しという（本人は3人姉妹の長女）。しかし、例外はいずれにもあり、#5/4は、娘は1人だが、彼女はむら出身の男性と結婚をした。もとはすぐ近くに居住していた2人だったが、#5/4の母（長女）が、屋敷地が狭いので、#112/2の二女の妹と一緒に元の家とは対角線の対極になる土地（むらの南西から北東へ）に移り（2人の屋敷地は隣接）、元の屋敷地は3女の末妹に渡して転出した。その後2人はバンコクとその近辺で職を得たが、そちらでも付き合っただけで結婚に至った。結婚式の日時と第1子誕生の期間からみて、いわゆるできちゃった婚と推察できる。しかし、結納額は15万パーツ、金2パーツと、聞き得た事例では最高額である。最近では、男女ともに学歴が上昇しており、首都圏や東部の会社や工場に安定的な職を得ているケースも多くなっている。このようなケースでは、今後結納金が高くなっていくものとみられる。

表4 結納支払額

番地	長男	2男	3男
5/1	①12万,2		
14	7万,なし		
15/2	15万/7万,1/1	20万/12万,2/1	
20		3万	
21/1	10万/7万,2/2;3万,2;4.5万,1		
47	10万/7.7万,1/1;4万/1.7万		
58/1	4万/2万,2/1;5万/2万	2.5万,1	11万,2
68	8万	10万/8.5万,1/1(再婚)	
115	15万/12万,2/1	15万/10万,1/1	

注・①は1人息子。斜線は要求額/合意額（金額および金の量，単位はパーツ）。

：は初婚，再婚，再々婚の順。

次に，結納の支払額をみたものが，表4である。これは，請求された男側の母親に聞いたもので，斜線をいれて記入しているものは，請求額と実際に支払った額をしめしている。金についても同様である。どのケースでも，娘の母は息子の母に，高めの額を請求している。とくに娘が末娘や1人の場合は，むらの相場を大きく上回る額が提示されている。息子の母は，その額をいかに値切るかが課題となる。むら内での結婚がまだまだ若い世代にも継続されているが，郡内のむら，郡外，県外，地方外といった広い範囲での配偶者選択も行われるようになった。もっとも遠いのは，南部出身の夫との結婚もみられる（姉の夫も，妹の夫と親族で南部出身）。お互い同士がバンコクで働いていたときに知り合ったケースだが，夫は妻の家に婚入している。外国人との結婚もあるが，これは女性が夫の母国のノルウェーに居住している。このケースは結納がどうであったのかは聞き得ていないが，妻の母は夫の母に結納を請求すること自体が困難である。しかし，国内なら息子を持つ母は，娘の故郷まで直接に出向いて，金額等の交渉をする。井戸端会議をしていた5~6人の母達に，これだけ携帯電話が普及しているのだから，遠いところの出身者には，直接に電話で交渉できるのではないかと問うたところ，全員がだめ（ポー）といった。直接に顔と顔を向き合わせて金額を交渉し，お互いに合意（トクロン）することが，電話ではできないためのようだ。したがって，息子が結婚のおり，同じ東北部だがむらからは遠く離れたウボンラチャターニー県出身の女性との結納額を決める時，母は同県まで交渉にでかけたという。また，まだまだ若い層でも村内婚がよく行われているが，親族同士の場合もある。#115のケースでは，長男が結婚する際，伯父の娘（いとこ）の末娘（第2いとこにあたる）が相手になった。娘の母（長女）はすでに亡くなっていたため（娘は末娘だったが，母と姉は亡くなり，父は母が亡くなったので他へ婚出し，兄も他へ婚出したので今は家族はない），長男の母は伯父（末娘[2女]と同居）と金額の交渉になった。親族同士なので何

がしかの便宜もあったのかと聞くと、まったく普通の結納決定の交渉だったという。母や姉がいないので、結納は祖父にあたる伯父が受け取ったそうだ。#58/1, #47の長男は、村内で同じ女性と離婚・再婚をしている。2回とも結納は支払われているが、2回目の額は同額か大きく下回っている。再婚時に金は渡されていない。#21/1の長男は3回結婚しているが、2回目、3回目ともに先に同棲していたので、相手からの要求はなかったというが、親はお金と金を支払っている。#20の2男のケースでは、すでに報告したが（竹内隆夫 2013）、母が亡くなり、父もむらの中で再婚して他出したため、妹の末娘はいたが末っ子なので、すぐ上の姉（2女）が支払っている。相手は末娘だったが、家族の事情からか金額は3万パーツと平均を下回っている（元区長の父親の負担額は、2千パーツ）。逆に、3女の末妹の結婚の際の結納は、2女の姉が受け取ったという。同様に先の#5/4の末妹（#5/2 3女）の再婚時の結納は、#112/2の姉（2女）が受け取り、妹に渡したというから、親がいない場合の結婚の際の結納は、すぐ上の姉が受け取るようだ。また、#5/1は区長（プーヤイバーン）の1人息子だが、12万パーツと標準よりも高めの額を支払っている。母が区長だからかと問うてみると、それもあると肯定していた。

このように婚姻の決定時には、必ず婚資が男側から女側に支払われ、金額からみても、末娘の価値が高くなっている。#58/1の息子しかいない母も、末娘の方が結納の額は上の娘よりも高いという。結納の総額からみても、若い男性が簡単に自己負担できる額ではなく、親に頼ることになるから、結納という慣習の存在は、親同士が結納額を決めることではあるが、親が結婚の最終的な承諾権を握っているともいえよう。

こうして、結婚にあたっては必須の条件といていい、結納の額の決定に際して、特定の地位の娘（末娘）が他の娘よりもより重視されていることが明らかになる。しかも、これは彼女達の母親の価値観＝むら人の認識＝共通の規範でもある。したがって、きょうだいの中では、男きょうだいは原則婚出するので、価値は女きょうだいより相対的に低く、高い女きょうだいのなかでも末娘の地位がもっとも高くなっている。兄弟しかいない場合は、男（末息子が多い）が残り、女が婚入してきて、次世代に娘が生まれれば、娘が結婚後も親と同居することになる。

この末娘の地位が子どものうちでもっとも高いということは、このむらの区長の系譜をみるときわめて興味深い事実として現れる。このむらには、区長を担う親族の系統があると認知されているといってもいい過ぎではない選出の仕方をしているのである。詳しい系譜についてはすでに報告しているが（竹内隆夫 2013）、末娘と関連させてのべると、次のようになる。

これまでこのむらには5代の区長がいたが、初代のTと2代目のSの2系統の親族が以後に交互に区長に就任している。3代目は、初代の2女（末娘）の2女（末娘・孫）の婿、4代目は、2代目の4女（末娘）の婿である。現在は5代目であり、2008年に就任した初めての女

性区長である。彼女は、初代区長の長女の3女（孫）の2女（末娘・初代の曾孫）である。母には下に2人の妹がいたが、4女は亡くなり、末娘の5女は夫が亡くなったあと、屋敷地や田を近い親族に売却して子どもたちのいるバンコクに転出してしまった。したがって、むらでは3女の母が実質的な末娘になっていて、その末娘である。また、区長選挙の強力な対抗馬になったのは、2代目の末妹の長女（娘は1人）の婿であった（長女の父は、3代目の区長の副区長）。3人立候補したが、実質上はこの2人の争いとなった。4代目の区長は、2代目の系譜に属する彼を応援したそうだが、選挙の結果は、初代の系譜の者が選出された。彼の義父は婿夫婦がバンコクから選挙の半年前に帰村したが、もう少し早くに戻ってくれていたらと、残念そうに話していたが、これまでの選出順からみると、むらでは次がどの系統になるかをまるで前もって決定しているかのような選出の仕方である。区長がこれらの2系統の系譜に属することは、むら人には周知のことである。現区長も、選挙にあたっては、むら人から強く推されたとのべていた。むら人の記憶にある系譜を、記録に移して初めて知り得た事実ということになる。この事実を、現区長に話したが、彼女は偶然そうっただけといていた。だが、これまで他の姉妹の婿は、まったく候補者には選ばれてはいない。むら人が区長候補者に推す基準に、他の姉妹の婿は合致しないからといえるように思う。

しかし、むらの守り神である村祠（チャオプー）の祭祀を一手に取り扱う祭祀者（チャム）の場合も、歴代チャムの系譜といってもよい親族の系譜に繋がる者しかその地位に就けていないが、末娘でないといけないという事実はみられない。ここ2代女性のチャムが続いているが、先代は長女、現在は2女であり、末娘ではない。続柄よりも人物の中身が優先されている。むら人は誰がチャムの系譜に属するかも周知している。現在は区長とチャム（#112/2）が母方のいとこ同士であるが、こちらこそ偶然といえよう。

結婚後の居住の在り方は、北部や東北部では、妻方居住が一般的である。とくに末娘と結婚した場合は、ポッターも指摘するように、親の家を相続し、妻方に永住することになる。末娘以外の娘と結婚した場合は、短期間の妻の親との同居ののち、屋敷地内や敷地に余裕がなければ近くに住むことになる。しかし、夫方居住もおこりうる。男の方が、階層的に女側よりも高い地位であったり、娘がいなくて息子ばかりの場合である（Potter 1976:118-119）。ポッターの事例は北部の事例だが、東北部も妻方居住が基本であり、夫方居住も似た形で起きうる（Keyes 1975:282-284）。これらは1970年代までの状況で、工業化が未だ十分に展開していなかった頃の観察に基づいているので、まだ社会変動がそれほど広範には進展していなかった時期のことになる。しかし、工業化が広範に展開している現在でも、居住の在り方が、大きく変貌を遂げているとはいえない。姉妹のいる男子は、結婚後は妻方に転居することが一般的だし、姉妹のいない場合は、兄弟の誰かが残って親と同居する。残るのは末息子になることが多い。しかし、1人息子の場合は、状況によって残ったり、他出したりするが、これは屋敷地の広狭と

も関係するようにみられる。余裕のある方に住むことを選ぶ場合もよくある。ポッターやカイズが指摘した時間枠からほぼ1世代が経過した現在でも、当時と居住規則に関しては、根本的な変化が起きているとはいえない。マードックは、居住規則の変更が、社会組織の重要な変化の出発点というが (Murdock 1949:201-202)、東北部のむらではそれが変更されていないので、家族の在り方に関することがらは、この間に大きくは変化していないとみられる。

4. タイの相続と扶養

ここでは、家族の連続に関わる要因としてあげた、相続と扶養という要素について分析する。親世代から子世代への世代間の系譜の連続がどのように行われているかをみていく。

そこで、まず相続についてだが、タイは均分制が原則といわれるが、上述の婚姻の在り方や居住制にともない、北部や東北部では男子は婚出するのが一般的なため、農地や屋敷地については、性により取り分に大きな差が生じる。むらに残る女子に不動産が分与され、婚出する(村内でも)男子には、動産の分与が主で不動産(農地)はたとえ分与されても、女子と比べるとほんの少量であることが多い。さらに、兄弟にはそれをも姉妹(末妹が多い)に安く譲るということがよくある。親の農地は、できるだけ姉妹間で相続するというのが、東北部や北部でのやり方になっている。姉妹間では均分かという、結婚後全員がむらに残り、親の屋敷地に居住したとしても、親は自分たちの持分を残して、娘たちに均分で農地を貸与する。貸与地は、将来分与されるとしても、所有権は親が最後まで持ち続けて、死後に分与されることが慣行である。親の所持分は、扶養と関わるが、最後まで同居する末娘に分与されることになる。したがって、最終的には末娘の取り分が、姉たちよりも多くなる。このことは、末娘が最後まで親と同居することが前提となっている。ただし、屋敷地については、敷地に余裕があれば姉妹間で均等分割する。ない場合には、上の姉妹が、末妹にそこを譲って転出することになる。

表5 親の番地の継承と続柄の事例

番地	第1世代	第2世代	第3世代	第4世代
4	長女(母 初婚)			
4/2		長女	①長女	
4/3		末・3女	末・2女	
99	末・3男(母 再々婚)	①長女		
5/2	長女	末・3女		
5/4		長女		
112/2		2女		
6	2女	末・2女	末・2女	
88			長女	
107		長女		
5/1	実・3女	末・2女		

タイ家族の構造再考（竹内）

119		長女		
14	末・2女	①長女		
14/2		養子（男子）		
15	長女	長女	末・2女	
15/2		末・3女		
20	末・2女	2女		
124		長女		
20/1 → 25	長女	長女	①長女（末妹を養女）	
98		2女		
98/1		4女		
22	長女	末・4女		
22/1		3女	末・2女	
8			長女	
23		長女		
112		2女	①長男	
97	末・2女	①長女		
97/2		2男		
24	2女	(バンコクへ)		
24/1	長女	末・2女		
115		長女	長男	
24/2	末・3女	①長女		
40	長女	末・2女		
95	長男	長女		
127		末・2女		
94	末・3女			
107	3男			
42	3女	末・3女		
73/2		長女		
96		2女		
73/1	末・4女	①長女		
47	母（長女）	2女		
44		末・4女		
13/1		長女	末・2女	
133		4男		
60	長女（父と居住）			
92	2女			
63	末・3女			
58	2女			
75	末・3女	長女		
58/1	長女	末・3男		
34		2男		
68	長女	末・2女	(①長女)	
69	末・5女			
37	2女	①長女		
101	3女	①長女		
103	末・5女	①長女		
37/1	長女	①長女	①長女	
46	母	亡長女・孫育て	長女（孫）	
76		2女	末・2女（2人は夫	①長女
76/1			長女が同じ）	長女

106		3女	長女	末・2女
81	実・6女	末・3男(病気)		
136		2女		
137		長女	①長女	
81/2	4女	末・3女	長女(妹はまだ幼い)	
81/3		2女		

注・末は末娘または末息子。実とは実質的末娘。①は1人っ子を表す。

そこで、このむらで、親の番地を引き継いだのは誰かを世代間の推移の過程で続柄をもとにみたのが、表5である。番地(バーンレークティ)は、各家に割り振られており、新しい世帯が分離すると、新しい番地が割り当てられる。そのため、もとの番地を受け継いだ子が、親と同居していることを表すので、その続柄をみれば、扶養した子との関係性が判明する。もっとも、婚姻の在り方や居住制から、その関係者は末娘が多いことが予想される。現に、大半はその通りに継承されている。そのため、表にのせたのは、末娘でない者が親の番地を引き継いだケースを中心にしている。第1世代から第2世代、そして第3世代への移行の際に個別世帯から分出した子どもの番地と続柄をすぐ下にのせているので、枠内の各世帯の当初の関係は、第1世代の続柄でみていただきたい。

番地4は、老齢の母が同居の息子たちが婚出後に1人で居住しているケースである。屋敷地内に娘たちが分居しているので、生活上は不便がないが、亡くなればこの番地は消えるかもしれない。この一族は、母の母が再々婚で最後に産んだ末子の3男も結婚後敷地内に同居している。番地が消えることは、次の番地5群にも起きている。親の番地5は末娘の5女が引き継いでいたが、子どもたちがバンコクに行ったため、夫の死後一緒に住むために不動産をすべて処分して転出したので消失してしまい、4女もそれ以前に亡くなったので、3女が実質的な末娘となっている。その末娘が現区長である。彼女に末娘の役割を聞くと、末娘は相続人という。そして、父母の面倒をみて、家を相続する者と明言した。

親の番地を末娘以外の姉妹が継承したのが、15, 20, 25, 24, 40, 95, 42, 47, 60, 58, 68, 37, 46, 81である。これらに共通することが多い理由は、姉と妹の年齢差が10歳以上開いている場合である。親が年とってから末娘が生まれているケースになる。したがって、末娘が親の面倒をみられるくらいに成長する前に親が年老いてしまい、そのため上の娘が末娘に代わって親の面倒をみたので、親の番地を引き継いだことになる。だが、この場合には、親の家にそのまま住む場合と、番地は引き継いでも、新しい屋敷地に移る場合がある。15がその例で、親の居住した広い屋敷地は末妹に譲り、少し離れた所に転出している。20は、3代目の区長の家だが、末娘の3女がバンコクに結婚後居住しているので、むらでの実質的な末娘として、2女が番地を引き継いでいる。もし3女が帰村したらどこに住むのかと聞くと、長女と2人して、

彼女らの家の中間の狭い空地を指して、ここに住むと説明してくれた。敷地を均等に3分割しているようだ。なお、この姉妹の土地の分与は、長女8ライ（1ライ＝0.16ha）、2女6ライ、3女4ライとむらでの姉妹間の分け方とは逆になっている。なぜこのような分け方をしたのかと聞くと、母の死後区長だった父親がそのようにしなさいといったので分けたという。現在は3女の分を2女が耕作しているので、実質的には「末娘」の分が多い。25は子どものいない長女が末妹（6女）を養女にしたので、長女の亡きあとそのまま番地を引き継いでいる（ここは後に元の番地〔20/1〕から新たな現番地に変更されたが、長女の妹たちのような大きな番号の番地ではない）。40は長子の姉が親の面倒をみるのは普通のことといい、屋敷地には94、107が共住しているが、彼女の敷地がもっとも広い。95は少し離れたところに住んでいるが（妻がむら内から婚入）、第2世代の姉妹は歳の差は近い（4歳差）。しかし、妹が縫製の仕事でバンコクとの往來を長く続けていたので、姉が親のところで世話をして、そのまま住んでいる。姉は伝統的に妹が出るので、出て行ったという。もっとも、敷地が狭いので家は隣り合わせである。彼女には娘が2人（2女は未婚）いるが、同居はどちらとでもいいという。42は3女が引き継いだが、末妹の4女との年齢差は近い（3歳）。しかし、末妹が彼女より先に結婚し、のちに屋敷地外に分居したので、彼女が最後に結婚して親と一緒に住んだという。したがって、元の親の屋敷地は彼女が引き継いだが、それを娘3人に均等で分け与えたけれど、そこには誰も住んでいない。今の42は母と同居している末娘が夫の勤めている小学校のそばに移ったので、そこが42になった。47は2女が継承したが、末妹の4女とは14歳の差がある。同一敷地内の44、133と比べて47の敷地が最大である。なお、長女が13/1なのは、屋敷地外に居住したが、そこは父（13出身）の実家のすぐ北のため、この番地になったようだ。60は長女が父と居住している。末妹との年齢差は10歳ある。58（1980年時の親の番地）はこれらと異なり、2女が長く東部に他出していたが（他出時に敷地を姉に売却）、離婚したあと子どもがないので1人でむらに戻り、新たに姉（長女）の土地に隣接して土地を購入し、その番地が元のものになった。ただし、長女によれば、75の妹（3女）のところが親からの相続地のようだ。なお、58/1の2男は58/1と敷地内で向かい合わせに住んでいる。彼の妻は33から婚入しているが、番地はかなり離れた妻の実家に近いものとなっている。68は長女と5女との年齢差が大きく、親の亡きあと長女が他の多くのきょうだいの面倒をみたので、そのまま引き継いでいる。末妹の69は屋敷地を道路沿いに持ち、敷地は姉妹で2等分したが、68はその奥と少し不便である。おそらく妹にいい場所を譲ったものであろう。37は2女と5女の年齢差が大きく、2女が親の世話をしたものであろう。46は長女が早く亡くなったので、祖母がその子たち（孫）の面倒をみたので、長女の系統が引き継いでいる。81は70代の老齢の母と独身の末男子が共住しているが、これは子どもが病気のためである。これは4のケースと似ていて、4は同居の息子たちが婚出した後1人住まいを続けているが、81は息子が1人になった場合は、いずれはなくなるかもしれない。

世代が下がるにしたがって、子どもの数が減少するので、姉妹の数もせいぜい2人くらいになる。最近の30代以下の若い母親は、少数の例外(2例)を除くと子どもは2人しか生まないので、1人娘の長女が増える傾向が強い。この場合は、継承者については選択の余地がないといえる。子が男子のみの場合も増えるが、女子が減る分、婚入してくれるかどうかは将来微妙な問題になりそうだ。区長ののべた末娘の規範意識が、早急に変化するとは思えないが、それを担う子世代の数や質(性のあり方)に急速な変動が生じているのと、高学歴志向や兼業化の一層の進展は、価値意識の変更圧力になりうるとみられる。

老親の扶養については、ここまでの記述から、末娘が担当することが規範になっていると見てよい。扶養担当者への報酬として、親の所持分の土地が分与されるのが規範化されているため、最終的に末娘の相続分が最大になる。しかし、少子化や高齢化の急速な進展は、規範意識が変更される前に、家族状況が変化している。

先にあげた『タイ国統計年鑑』で、2012年の合計特殊出生率をみると、1.5である。日本のそれとほぼ同じという低さである。このためもあり、2004年にはタイは、高齢化社会に入っており、平均寿命も2012年は、男性・69.6歳、女性・76.9歳と年々伸長している。しかし、高齢化の進展と関連する高齢者への社会政策は、公的なものは十分ではなく⁵⁾、私的な扶養に頼らざるを得ないままである。この点に関しては、タイの社会は、とくに北部や東北部では、高齢化が云々される以前から扶養担当者を指定していたといえる。末娘である。婚姻や居住制の結果としてそうなったともみられるが、結納額でも明らかなように、末娘とその他の姉妹との間には、差がみられた。しかし、子どもを何人も産んでいた状況は大きく変化し、娘が1~2人しかいないのが現状であり、しかもその子がむらに残らない可能性も出てきつつある。息子しかいないケースも増えているが、息子の場合には、誰かが残ることは期待されるが、他出したたり婚出したりして、誰も親元に残らないということもないわけではない。結婚後もむらにいれば、母の元を訪ねることは容易だが、遠くに出してしまうと、日常的な訪問が困難になる。

最後まで親と同居し世話をした報酬として、親の所持分の土地を末娘が分与されるという相続の在り方は変化しなくても、現実にはむらを出て都会で仕事に就いているため、親がむらを出て、娘のところに行くという事例も、少数ながら出始めている。また、余所の土地で自営業的な仕事をもっているが、親が歳をとって病気がちのために、末娘がむらに戻るというケースもみられる。むらには戻ったが、元のところと行き来をしてもいる。私的な扶養中心では、娘か親の都合に合わせて、どちらかが選択されるようになろうが、娘の数が減少しているため、選択の幅は狭まってきている。今は親が元気なうちは、既婚の子どもが都会で働いていたり、出稼ぎに出ている子どもの子(孫)の面倒を引き受けているケースが多くみられるが(したがって、家族形態は複合家族になることが多くなる。夫婦2人で3人の娘の子5人を養っているケースもあった)、30年ほど前と比べても、女性のみならず男性の高齢者も目立つようになってい

るむらでは、近い親族が周辺に居住しているとはいえ、遠距離別居の子どもとの関係をどのようにするかは、大きな課題となりつつある。郡庁の町に住む知人は、夫婦ともに定年退職後、子ども3人が住むバンコクに、家や農地を町に残したまま転出したが、むらではまだしばらくは、以前からのやり方が扶養に関しては何とか維持できる状況が続いているようだ。

5. 合同家族をめぐる

はじめにでものべたが、以前の論考で、私はタイの家族構造のパラダイムを、合同家族に措定した。これは、トッドのいうタイ家族は核家族説やマードックの直系家族説と比べると、より複雑な家族構成をもつ家族の姿である。

なぜそのような家族を措定したのかは、はじめにでもふれたが、以前の論考で合同家族の構造的特徴として、以下の諸点を指摘した。

1. 複数の既婚の下位の家族単位を含む。
2. それぞれの下位の家族単位は、核家族もしくは直系家族の形態をとり、それらが個別の消費生活の単位＝世帯を構成していたにしても、
 - (イ) それらが一人の家長の下に、きょうだい関係を基礎にして結合し、
 - (ロ) 共有財産を所有して、
 - (ハ) 一つの屋敷地の中で合同して居住するような家族形態。

3. その持続期間は不安定で、主に親子関係が、あるいはきょうだい関係が持続する間まで。この特徴は、合同家族の一般的な特徴であるが、タイの家族構造を、このような範型で考えてみてはどうだろうかという提言をしたのだが、その際に従来の合同家族の特徴からみて抜け落ちているかのようにみえる点がある。

それは、インドや中国、バルカン半島のザードルガという父系の合同家族の研究で強調される家計の共同と消費生活の平等（これを、姫岡は消費共同体といている〔姫岡勤 1969, 1971〕。ただし、姫岡は合同家族ではなく共同家族とよぶ）という視点をタイ家族ではどうとらえるかという点である。姫岡は、共同家族を「多くの働き手を擁して、彼らの緊密な協力を確保しながら、主として生産共同体ないし経営共同体としての効率をあげようとする組織体」（姫岡勤 1971:287）とのべ、「家族の全成員の勤労の所産のすべてを、家族全員のための単一の会計に入れることが、共同家族の存立の核心をなす」（姫岡勤 1971:284）と強調している。

上記の構造的特徴の2では個別の消費生活の単位＝世帯と捉えて、大きな共住単位を想定していないのは、むしろタイ的な合同家族の居住形態に引き寄せられすぎているかもしれない。私はタイの家屋の形状と関わって⁶⁾、むらレベルでは、時間を遡るほど、大きな家は建築できなかったのではないかとみるからである。したがって、数組の子ども夫婦が一緒に共住できる

ような家は存在しない。それは、初めて東北タイの調査村に行った35年前(1979年)に唯一残っていた番地5の昔風の家の記憶と結びつく。当時でも、多くはトタンの屋根とコンクリートの柱を四囲に使い、2m以上の階下を持つ高い高床式の住宅が多かったが、その家は木の貧相な支柱で四囲を支えていて、家の床の高さは1m余りと低いが高床式のものであった。おそらく以前はこんな家が多かったのではと想像した。したがって、住居部分も狭く、1棟3室が原則なのでとても何組もの夫婦が共住できるとは思えない家であった。むら人は、さらに10年前なら草ぶきの屋根が多かったともいっていた。5は末娘の家族が老いた父親と一緒に居住していたが、翌年には父親が亡くなったため、夫がむらの小学校の教員をしていたこともあり、しばらくしてからこの家を出て、一家で小学校の官舎に引っ越していった。子どもが5人いたため、核家族になっても人数が7人と多く、家が小さくて不便であったためであろう。しかし、当時上の姉4人と長女の長女が結婚後屋敷地内にそれぞれの家建てて分居(家数は6軒)していたが、米倉も5棟建ててあった(長女の長女は所有せず)。当時のこのむらの家屋配置の事例を図にしてのせたが(竹内隆夫 1987:85-88)、特徴は結婚後の分居に際しては米倉も一緒に建てていることである。このことは、消費が姉妹間の個別家族では別になっていることを表しているようにみえる。

この点からすれば、姫岡がいう消費共同体という視点からは、分居時点で消費が分離しており、合同家族を構成する要素から逸脱しているかに見えよう。しかし、姉妹の個別家族は親の所有する農地に生産や消費を依存しており、所有権は親が最後まで所持し続けるため、利用権のみしか持ちえないこと、また米倉は別でも、もし誰かの家族で消費する米が不足する場合には、親や姉妹の米倉から融通してもらえるので、まったく独立した消費の単位にはなりえてはいないのである。#5/4は長女の長女にあたるが、彼女は結婚後母の家からは分居して独立居住したが、1980年の時点では米倉を所有せず、親と共通の米倉を使っていたことになる。したがって、屋敷地共住集団として姉妹間の居住をとらえた場合、親がいる場合には、親の農地に依存して生活するので、農地や屋敷地の所有権は未分離だが、農地の利用権は与えられるため、将来の分離に向けての方向性はみられるが、まだ完全には独立の生活単位になっているとはいえない。また、この時点では、労働力の無償交換であるゆいも機能していて、農作業でお互いに助け合うということもみられた。

さらに、より大きな家族単位でないと実行するのが難しいこともみられた。それは、妻が亡くなった際の夫の位置と関わることである。婚入した男子の婚家での成員権が不確実なことと、結婚前の財産所有が個人の財産として、どちらかの死後、配偶相手のものにならないため、妻を通して婚家と結び付いていた糸が妻の死によって切れてしまうのである。そのため、まだ小さい子どもがいても、その子を残して婚出することもよく見受けられる。たとえば、1980年当時#5/3は、4女の家であったが、彼女には子どもがなく、隣村出身の夫の兄弟の娘を養女に

していた。ところが、まだ子どもが小さい時に4女が亡くなったのである。結果、彼女の夫と娘は、隣村に戻っていき、土地は姉妹間で分けられた。ところが、前のチャムの場合には、異なった結果となっている。彼女にも子どもがなく、夫の兄弟の娘を養女にしていた。夫が亡くなった後も、結婚して子どもを持つ養女と共住しているのである。女性の健在か否かが夫の地位を規定している。したがって、妻を先に亡くした夫は、家を出て再婚するケースが、いくつも見られる。もし核家族や直系家族で単独に存在している場合には、子どもの生死にも関わる問題になるが、それが生じないのも、もっと大きな家族単位が、子どもの養育を可能にしているからとみられる。3代目の区長も妻を亡くした後、まだ10代半ばの小さい子もいたが、他の未亡人の所に入り婿になった。前妻の子が父と相談したいことがあってか、その家の前で、入りにくそうに中を窺っていたことを思い出す。先にあげた家族が消滅した例もそうだし、#25では、3代目の区長の妻の姉が亡くなり、その夫は娘たちが大きかったこともあるが（ここには障害者の娘もいた）、さっさと余所のむらに婚出した。さらに、長女の夫も、末妹を養女にしていたが、妻の長女が亡くなった後、むらの中で、離婚した女性と再婚している。その女性が、夫には前の家に娘がいるといていたから（ただし、家の具体的な所在地はいわないで、大雑把な位置関係のみをいった。娘の名前も不確かで、あまり正確に把握していない印象だった）、養女をとることによって生じた親子関係は切れてはいないものだろうが、父子関係は父が婚出することにより、一挙に弱くなってしまう。その娘の家では、父の所在がまったく出てこなかった。婚出したことのみが判明しただけである。子どもが夫と妻の系統のどちらに所属しているかを、これらの事実が明らかにしている。妻を亡くした夫にしてみれば、近隣に母（妻）方の親族がいるからこそ、子どもを置いて出て行くことも可能となる。

さらに、病気になった際、だれが看病するのかということも、ピー・スアという女系の血統意識と結びつく（竹内隆夫 1987：104-106）。最近では、病院が郡内にもあるので、病気になった際には、そちらにかかれば済むことと考えていたが、どうも必ずしもそうはなっていないようである。30年余り前は、婚出した男子が病気になって、実家に戻って女系の親族に看病してもらおうということがよく見受けられた。この間の政策による経済面での医療受診の容易さの進展のために、もうそれも消えたかと思っていたのだが、最近でも、数は減少しているが、婚出した男性が病気になって帰省し、実家で姉妹に看病してもらっているケースもあるから⁷⁾、人の魂に関係する病や死（火葬時の参列⁸⁾）には、女系の近親者の果たす役割が消滅して配偶者に移行したわけでは必ずしもなさそうだ。合同家族の生活に関わる直接的な機能と、儀礼や鎮魂に関する間接的な機能が一連のセットになっており、依然としてそれらが人生の様々な場面に応じて表出されている。したがって、とくに北部や東北部では、核家族や直系家族を単独で取り扱うというよりも、女系の系統でくくって捉えた方が、家族慣行を適確に観察できるとみている。その具体的な姿を、合同家族としてとらえようとするのである。

6. おわりに

上記の家族の慣行に関する規範は、しかし、人口学的な変化の速度と軌を一にして変化するわけでは決していない。後者の変化の速度が速すぎて、前者の変化のそれをはるかに追い越しているというのが現状である。とくに少子化と高齢化が同時進行しているという現状では、はじめにあげた3つの要因が変化したというわけではないが、それらを担う次世代の人数が、たかだか1世代も経過しないという短期間で著しく減少しているのである。そのため、多産の時代に形成された合同家族の形態は、子どもが2人以下という時代に入ると、そもそもそれを形成すること自体が困難となる。しかし、家族慣行がすぐには変更されるわけではないので、少子化時代にもそれらが受用されている。とくに、高齢化にともない、老親を扶養する期間が以前よりはかなり伸長している。老親扶養は以前からの慣習であるし、公的な扶養が進捗する状況にはないので、私的な扶養が中心であることに変わりはない。それを末娘中心に担わせてきたのである。そのため、合同家族の形態をとっていても、屋敷地共住集団内の世帯を単位にすれば、内部には姉たち夫婦の核家族世帯と末妹夫婦と両親からなる直系家族世帯が常に存在していた。今後は後者の直系家族は確実に残ることが予想できる。直系家族を構成させる仕組みを、北部や東北部の家族構造は従来からも、そして今後も有しているわけである。これを受けて、マードックのようにタイの家族は直系家族制とは、現段階では断定することは避けたい。しかし、家族構造にはその形態が出現する仕組みが存在することは事実である。特定の地位の娘に継承者を予定していることは明確であるから。

また、トッドのいうアノミー家族については、たしかに北原の首都遠郊のむらの家族形態の経年変化にも明らかなように、北部や東北部のような特定の地位の子どもに特定の役割を担わせるという仕組みは存在していない。便宜上子どもの誰かが直系家族を形成しているというだけで、規則的な出現ではない。この中部のむらの婚姻時の結納額で姉妹間がどのように扱われているのかは定かではないが、東北部のそれとは異なっているかもしれない。しかし、トッドは、末子相続制直系家族にも言及しているから、なんらかの制度的なものを予想しているともみられる。

したがって、マードックやトッドのいう家族形態については、タイの家族構造はそれらを発現させる仕組みを有しているといえるし、地域の差異とも密接に関連しているともいえる。しかし、私が論究してきた家族構造は、家族を再生産させる仕組みと密接に結びついている。より大きな構造を分析の中心に置いたのは、地域社会とそこでの再生産の仕組みと不可分な形で、家族の構造が形作られるとみるからである。世帯単位に家族を分析する視角とは、一線を画していることになる。しかし、工業化の進展に伴うむらの各世帯の兼業化の進捗やそれに伴い時間の共有が困難になる状況が強まることにより、稲作経営は基幹産業ではあるが、以前のよう

な共同性が維持できなくなっている。そのため、ゆいが消滅して、雇用労働中心の稲作経営とそれにとまなう農法の変化など、各世帯の個別経営化が急速に進展している。農家の兼業化も著しい⁹⁾。それと並行して、少子化・高齢化が進展しているため、パラダイムとしての合同家族という視角も、少子化によりそれが形成できなくなるということで、急速に変化しており、合同家族内部に含まれていた各世帯の家族形態が、今後のタイの家族の構造を考える際には、より重要になってくることは確実であろう。

注

- 1) 水野浩一の提唱するタイにおける特殊な家族の形態をさす。子供たちが結婚後、親との同居期間を終え、世帯を別にしても、親が農地（特に水田）を統御しているために、農業生産の面で共同関係が生じ、それを契機に親の世帯家族と子供（しばしば娘）の世帯家族が結合することをいう。タイの家族には、この種の傾向が潜在的に存在すると指摘する（水野浩一 1981:109）。
- 2) この議論の詳しいことは、（竹内隆夫 1985）を参照されたい。
- 3) センサスの実施年度の5年前からの人口移動者数を地方別に集計すると、1980年度以降では、常に東北部と北部が転出過多である。とくに東北部は毎回最大の転出過多の地方であり続けている。たとえば2000年度では転入者と転出者の差が、▲454,295人だったのに対し、2010年度では▲624,513人とさらに拡大している（National Statistical Office 2002,2012 ①,2012 ②）。
- 4) 1980年、1990年の時点では、行政区分に都市（テーサバーン）と村落（ムーバーン）以外に衛生区（スカーピバーン）という行政区分が存在した。これは1999年に地方分権が法的に推進された際に、都市区分に格上げされたが、この衛生区の人口は1980年のセンサスでは村落に、1990年では都市に組み込まれていた。
- 5) 高齢者に対するタイの社会政策については、（竹内隆夫 2010）を参照されたい。
- 6) タイの家屋は、取り壊しや移動・改築が容易である。1棟3室が原則で、2棟6室、3棟9室と寄せ造りで拡大しやすい。
- 7) これは数年前にみた婚出した弟が、病気で実家に戻って姉の#60、#92（屋敷地は隣接しているが、妹の#92の方で寝ていた）に面倒を見てもらっていた事例である。#42の母の話では、以前他村に婚出した長男が Deng 熱にかかった際に世話をしたとのことであった。その理由は、向こうが田植えで忙しかったからとのことだったが、このむらもその時は田植え時期で忙しかったはずである。
- 8) 配偶者のどちらかが亡くなった場合、残った方は葬儀には出席しているが、火葬時には同行せず、死者の子やきょうだいの血縁関係者は一緒に火葬の場に行っても、当人は家に残って同行しないことがよくみられる。霊の所属意識が異なるからとみている。
- 9) 調査村の稲作経営の変化は、（竹内隆夫 2012）、農村工業の状況については（竹内隆夫 2014）を参照されたい。

引用・参考文献

（和文）

安秉坤, 1995, 「韓国伝統家族における分居的直系家族の類型化の試み」『関西学院大学社会学部紀要』第72号

- 上子武次, 1976, 「複合家族の分布と研究紹介」上子武次・増田幸吉編『三世代家族』垣内出版
- 上子武次, 1981, 「日本の家族」上子武次 増田幸吉編『日本人の家族関係』有斐閣
- 北原淳, 1999, 「中部タイ農村社会の四半世紀」『国際協力論集』第7巻第1号
- 金泰憲／李允碩, 2007, 「儒教の国・韓国の異変：家族観の変化と少子化」『国際文化研究』第11号
- 金晴洙, 1998, 「韓国家族法の大改正とその後の動向」中久郎編『現代家族の変貌』行路社
- サガール, L. / トッド, E. 石崎晴己・東松秀雄訳, 2001, 「新人類学序説」石崎晴己編『世界像革命』藤原書店
- 嶋陸奥彦, 1998, 「韓国の家族の長期的変容」奥山恭子 田中真佐子 義江明子編『扶養と相続』早稲田大学出版部
- 鈴木透, 2012, 「直系家族世帯の動向」『人口問題研究』68-2
- 竹内隆夫, 1985, 「タイ家族の構造」『社会学雑誌』2
- _____, 1987, 「家族・親族の構造」北原淳編『タイ農村の構造と変容』勁草書房
- _____, 2009, 「バーンと家族」『立命館国際研究』21巻3号
- _____, 2010, 「タイの社会変動と東北地方住民の対応」『立命館経済学』第58巻第5・6号
- _____, 2012, 「東北タイにおける稲作経営の変化」『立命館国際研究』25巻2号
- _____, 2013, 「東北タイ農村の持続可能性」藤井勝 高井康弘 小林和美編著『東アジア「地方的世界」の社会学』晃洋書房
- _____, 2014, 「東北タイの農村工業」『立命館国際研究』26巻4号
- トッド, エマニュエル, 荻野文隆訳, 2008, 『世界の多様性』藤原書店
- 姫岡勤, 1969, 「共同家族論序説」(前編)『京都大学教育学部紀要』第15号
- _____, 1971, 「共同家族論序説」(後編)『ソシオロジ』第17巻第1・2合併号
- 水野浩一, 1971, 「家族の周期と村落構造」『ソシオロジ』第17巻第1・2合併号
- _____, 1981, 『タイ農村の社会組織』創文社
- (英文)
- Keyes, C.F., 1975, "Kin Groups in a Thai-Lao Community" In *Change and Persistence in Thai Society*, Edited by G.W.Skinner and A.T.Kirsch, Cornell University Press.
- Murdock, G.P., 1949, *Social Structure*, The Free Press.
- _____, 1957, "World Ethnographic Sample", *American Anthropologist* vol.59.No.4.
- National Statistical Office, n.d., 1980 *Population & Housing Census Whole Kingdom*.
- _____, 1994, 1990 *Population & Housing Census Whole Kingdom*.
- _____, 2002, 2000 *Population & Housing Census Whole Kingdom*.
- _____, 2012 ①, The 2010 *Population and Housing Census Whole Kingdom*.
- _____, 2012 ②, The 2010 *Population and Housing Census Northeastern region*.
- _____, 2013, *Statistical Yearbook Thailand*.
- Potter, J.M., 1976, *Thai Peasant Social Structure*, The University of Chicago Press.

(竹内 隆夫, 立命館大学国際関係学部教授)

Reconsideration of Thai Family Structure

I propose that the joint family system should be a paradigm of Thai family structure. I make this proposal because Thai family structure is so closely related to many customs of the community. It is necessary to consider how the Thai family exists in the community.

I composed this system on the basis of three factors. These were as follows: what its present state was, how it formed and how it has continued among parent and child. Every factor was formed by various elements. These included family composition, marriage rule, residence rule, inheritance and ongoing support. After synthesizing these elements, I consequently was able to establish the joint family system as a paradigm of the Thai family system.

There are, however, two other models of the Thai family system. The first model is the stem family system, which is advocated by G. P. Murdock, who is famous as the originator of the term “nuclear family.” The second model is the anomic family system, which is advocated by E. Tod. The specific form of the latter system is nuclear family which is free from fixed family rule.

A joint family system normally consists of two family types within it. These are the nuclear family and the stem family. It usually has a fixed family rule.

On taking a survey of the whole country, I found Tod's case in the central region. But there is a different family rule in the northern and northeastern region. Focusing on betrothal gifts, *Siz Soot*, it clearly shows who is the most important person among the children of a family. The youngest daughter is the most important person. She takes care of their parents after getting married, so she forms a stem family. Her sisters live usually in the same compound after marriage, but they form nuclear families. I call this family type among sisters a joint family. The female line members serve important functions in community life even now.

A rapidly declining birth rate for the last few decades, however, may change this joint family system in the near future.

(TAKEUCHI, Takao, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

